

事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表六(十三) 平十五・四・一以後終了事業年度分

御注意

○平成15年改正前の措置法第42条の8第2項から第4項まで(事業化設備等)の規定の適用を受ける場合にも、この表を使用します。

措法第42条の7第1項各号の該当号 (旧措法第42条の8第1項各号の該当号)	1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
事業種目	2					
資産の種類	3					
設備の名称	4					
取得又は賃借の年月日	5	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
事業の用に供した年月日	6	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	円
法人税法上の圧縮記帳による引当金 又は積立金計上額	8					
差引改定取得価額 ((7)-(8))又は((7)-(8))× $\frac{35又は50}{100}$	9					
リース料(月額)	10					
リース契約期間の月数	11	月	月	月	月	月
リース費用の総額	12	円	円	円	円	円
改定リース費用の総額 (12)× $\frac{60}{100}$ 又は(12)× $\frac{60}{100}$ × $\frac{35又は50}{100}$	13					
法人税額の特別控除額の計算	14					
当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)[2]、別表一(二)[7]又は別表一(三)[2])	15					
当期税額基準額 (14)× $\frac{20}{100}$	16					
取得に係るもの 取得価額の合計額 (9)の合計	17					
税額控除限度額 (16)× $\frac{7}{100}$	18					
当期分の特別控除額 (15)と(17)のうち少ない金額	19					
リースに係るもの 改定リース費用の総額の合計額 (13)の合計	20					
税額控除限度額 (19)× $\frac{7}{100}$	21					
当期税額基準額 (15)の金額	22					
当期税額基準額残額 (21)又は(21)-(18)	23					
当期分の特別控除額 (20)と(22)のうち少ない金額	24					
前期繰越分の 差引当期税額基準額残額 (15)-(18)-(23)	25					
繰越税額控除限度超過額 (24)の計	26					
同上のうち当期控除額 (24)と(25)のうち少ない金額	27					
法人税額の特別控除額 (18)+(23)+(26)	27					
機械設備等の概要						

取得に係るもの 翌期繰越税額	事業年度又は 連結事業年度	前期繰越額 又は当期税額 控除限度額	当期控除額等	翌期繰越額 (28)-(29)
	平 . .	円	円	
	平 . .		外	円
	計			
リースに係るもの 繰越額の計算	事業年度又は 連結事業年度	前期繰越額 又は当期税額 控除限度額	当期控除額等	翌期繰越額 (31)-(32)
	平 . .	円	円	
	平 . .		外	円
	計			
合計	事業年度又は 連結事業年度	前期繰越額 又は当期税額 控除限度額	当期控除額等	翌期繰越額 (34)-(35)
	平 . .	円	円	
	平 . .		外	円
	計		(26)	
計	当期分	(17)+(20)	(18)+(23)	
	合計			

別表六(十三)の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する特定中小企業者等が措置法第42条の7第2項、第3項若しくは第4項《事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除》又は平成15年改正前の措置法（以下「平成15年旧措置法」といいます。）第42条の7第2項、第3項若しくは第4項《事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除》若しくは第42条の8第2項、第3項若しくは第4項《事業化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。
 なお、次に掲げる事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。
 (1) 事業基盤強化設備又は事業化設備等を事業の用に供した事業年度（供用年度）
 (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある事業年度
- 2 「措法第42条の7第1項各号の該当号（旧措法第42条の8第1項各号の該当号）1」の空欄には、その事業基盤強化設備又は事業化設備等の該当号を記載します。
 この場合、次に掲げるいずれの規定の適用を受けるものであるかに応じそれぞれ次によります。
 (1) 措置法第42条の7第2項又は第3項の規定の適用を受ける場合 「(旧措法第42条の8第1項各号の該当号)」を消します。
 (2) 平成15年旧措置法第42条の7第2項又は第3項の規定の適用を受ける場合 「第号」の上段に「(旧法)」と記載し、「(旧措法第42条の8第1項各号の該当号)」を消します。
 (3) 平成15年旧措置法第42条の8第2項又は第3項の規定の適用を受ける場合 「措法第42条の7第1項各号の該当号」を消します。
- 3 「種類3」及び「設備の名称4」には、事業基盤強化設備又は事業化設備等の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類及び設備の名称を記載します。
- 4 「法人税法上の圧縮記帳による引当金又は積立金計上額8」には、法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金として積み立てる方法により経理したときに、その繰り入れた又は積み立てた金額（繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。）を記載します。
- 5 「差引改定取得価額9」及び「改定リース費用の総額13」は、次の場合に応じ次により記載します。
 (1) 大規模法人が措置法第42条の7第1項第3号に定める資産を取得若しくは製作又は賃借する場合（平成15年旧措置法第42条の7第1項第4号に定める資産を取得若しくは製作又は賃借する場合を含みます。） $((7)-(8)) \times \frac{35}{100}$ 相当額又は $(12) \times \frac{60}{100} \times \frac{35}{100}$ 相当額
 (2) 大規模法人が平成15年旧措置法第42条の7第1項第3号に定める資産を取得若しくは製作又は賃借する場合 $((7)-(8)) \times \frac{50}{100}$ 相当額又は $(12) \times \frac{60}{100} \times \frac{50}{100}$ 相当額
 (3) 上記(1)及び(2)以外の場合 $((7)-(8))$ 又は $(12) \times \frac{60}{100}$ 相当額
- 6 「リース契約期間の月数11」は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。
- 7 「リース費用の総額12」には、事業基盤強化設備又は事業化設備等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。
- 8 「当期税額基準額残額22」欄は、「16～18」の各欄の記載がある場合には、「(21)又は」を消し、「16～18」の各欄の記載がない場合には「又は(21)-(18)」を消してください。
- 9 「前期繰越分24～26」の各欄は、前期以前において生じた事業基盤強化設備又は事業化設備等に係る繰越税額控除限度超過額を有する場合に、措置法第42条の7第4項又は平成15年旧措置法第42条の7第4項若しくは第42条の8第4項の規定により当該超過額について当期において法人税額の特別控除の規定の適用を受けるときに記載します。
- 10 当期に、事業基盤強化設備又は事業化設備等で事業の用に供したものがなく、前期以前から繰り越された繰越税額控除限度超過額につき法人税額の特別控除の適用を受ける場合には、「当期税額基準額21」欄から記載を始めます。
- 11 「前期繰越額又は当期税額控除限度額28(若しくは31又は34)」の「計」までの各欄は、前事業年度分のこの明細書の「翌期繰越額30(若しくは33又は36)」の金額のうち、当期首前1年以内に開始した事業年度又は連結事業年度のものを移記します。
- 12 「当期控除額等29(若しくは32又は35)」の各欄の外書には、措置法令第27条の7第21項《連結納税の承認を取り消された場合に繰越税額控除限度超過額から控除する金額》の規定の適用を受ける場合に、同項に規定する控除未済超過額を記載します。この場合、「翌期繰越額30(若しくは33又は36)」の各欄の記載に当たっては、「29」若しくは「32」又は「35」の本書に当該控除未済超過額を含めたところで計算します。
- 13 「当期控除額等32(又は35)」の各欄の外書には、措置法令第27条の7第20項《繰越税額控除限度超過額から控除する金額》の規定の適用を受ける場合（12の場合を除きます。）に、別表六(十四)の「供用廃止設備を事業の用に供しなくなった事業年度又は連結事業年度後の繰越税額控除限度超過額の調整額31」の金額を記載します。この場合、「翌期繰越額33(又は36)」の各欄の記載に当たっては、「32」又は「35」の本書に当該金額を含めたところで計算します。
- 14 「機械設備等の概要」には、法人が措置法第42条の7第1項に規定する特定中小企業者等又は平成15年旧措置法第42条の8第1項に規定する特別中小企業者等に該当すること及びその機械設備等が事業基盤強化設備又は事業化設備等に該当することの詳細を記載します。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」の所要欄を記載し添付することとさせていただきます。